

インド税務およびビジネス法アップデート
(2022年度第4四半期)

(2023年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

Sr. No.	概要	ページ数
1	1961 年所得税法	P.1~2
2	GST 法	P.2
3	1962 年関税法	P.3~4
4	2015-20 年度外国貿易政策	P.5~7

インド税務およびビジネス法アップデート (2022年度第4四半期)

Sr. No	項目	概要	引用文献
1961年所得税法			
1	1961年所得税法第54条から同法第54GB条に基づく免税に関する遵守事項の期限延長	COVID-19の流行に鑑み、1961年所得税法第54条から同法第54GB条に基づく免税に関する遵守事項の期限を延長した。免税に関する遵守事項の期限が2021年4月1日から2022年2月28日までに到来した場合、遵守事項の最終期日を2023年3月31日までに延長した。	https://incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular-1-2023.pdf Circular No. 1 of 2023
2	2023年平衡税申告書スキーム (Equalization Levy Statement Scheme, 2023) を規定	<p>直接税中央委員会は当該通達により平衡税申告書 (Equalization Levy Statement) の手続きに関する2023年平衡税申告書スキーム (Equalization Levy Statement Scheme, 2023) を定めた。当該規定は2023年2月7日から適用された。当該規定の主な特徴は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告処理：申告書の処理方法に関して規定している。 無効な申告書：CPC (Centralised Processing Centre) の直接税コミッショナーが申告書を無効とする場合を規定している。 電子的手段による伝達：当該規定における通達 (notice) 等の伝達は、電子メール、指定ポータルに登録電子口座 (registered electronic account)、または1961年所得税法第282条(1)に規定するその他の方法で行われる。 直接的なヒアリングはなし：いかなる手続きに関しても納税者 (assessee) または電子商取引事業者 (e-commerce operator) は、直接的または代理人を通じてCPC (Centralised Processing Centre) へ出頭することは要求されない。 通知 (intimation) の送付期限：平衡税申告書または平衡税修正申告書が提出された財務年度 (financial year : FY) 末から1年が経過した後は、申告書に関する未納額および還付に関する通知 (intimation) を、調査官 (Assessing Officer) は送付することができない。 	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification-3-2023.pdf Notification No. 03/2023-Income Tax

Sr. No	項目	概要	引用文献
GST 法			
1	中央政府の権限の付与	<p>間接税関税中央委員会は、下記の者に中央政府の「Superintendent」と同じ権限を付与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Additional Assistant Director • Goods and Services Tax Intelligence or Additional Assistant Director • Goods and Services Tax or Additional Assistant Director • Audit 	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009607/ENG/Notifications</p> <p>Notification No.01/2023-Central Tax</p>
2	Notification No. 13/2017-Central Tax (Rate)の改正	<p>従来、中央政府、州政府、議会（Parliament）、州議会（State Legislatures）が提供するサービスについて、リバースチャージメカニズム（reverse charge mechanism : RCM）に基づく GST の支払いが義務付けられていた。当該通達では、裁判所（Courts and Tribunals）が提供するサービスも RCM の対象とした。</p>	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009643/ENG/Notifications</p> <p>NOTIFICATION No. 02/2023-CentralTax (Rate)</p>

Sr. No	項目	概要	引用文献
1962 年関税法			
1	COVID-19 ワクチンの輸入に対する関税の免除	間接税関税中央委員会は、第 30 類 (Chapter) に分類される COVID-19 ワクチンの輸入に対する関税を 2023 年 3 月 31 日まで免除することを通知した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009613/ENG/Notifications Notification No.01/2023-Customs
2	Customs (Assistance in Value Declaration of Identified Imported Goods) Rules, 2023 の導入	間接税関税中央委員会は、Customs (Assistance in Value Declaration of Identified Imported Goods) Rules, 2023 の導入を通知した。当該規則は主に輸入品の過小評価に対処し、評価額が正しく申告されていない輸入品に関する輸入者への追加義務、そのような物品の選択基準、およびそれらに関する検討事項などを規定しており、2023 年 2 月 11 日から施行された。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009611/ENG/Notifications Notification No.03/2023-Customs (N.T)
3	特定の電気製品の関税率の改正	本通達により、液晶ポリマー、携帯端末などの電気製品を、所定の税率で課税される従価税の対象に追加した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009624/ENG/Notifications Notification No. 06/2023-Customs
4	解体用の船舶等の基本関税を免除	間接税関税中央委員会は、2025 年 3 月 31 日まで解体用の船舶等の基本関税を免除することを通達した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009641/ENG/Notifications Notification No. 13/2023-Customs

5	輸入時にコンテナに貼付されたタグ、追跡装置、データロガー等に対する関税等の免除	本通達により、輸入時に既にコンテナに貼付されているタグ、追跡装置、データロガー等の装置について、当該コンテナと同様に関税およびIGSTが免除される。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009655/ENG/Notifications Notification No.14/2023-Customs
6	公共/民間/特別倉庫 (Public/Private/Special Warehousing) のライセンス申請の確認処理に関する改正	公共/民間/特別倉庫 (Public/Private/Special Warehousing) のライセンス申請の確認処理において、遅れが生じていることが報告されたため、間接税関税中央委員会は、申請書の受理後 45 日以内に確認処理を完了させることを明確化した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003148/ENG/Circulars Circular No.05/2023
7	輸入時の玩具または玩具の部品に関するインド標準規格 (Bureau of Indian Standards : BIS) の遵守	当該指示は、輸入時における玩具または玩具の部品に関してインド標準規格 (BIS) の遵守を促すために発行された。さらに玩具には BIS のライセンスに基づく標準マークを表示することが規定されている。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1000462/ENG/Instructions Instruction No. 06/2023- Customs

Sr. No	項目	概要	引用文献
2015-20 年度外国貿易政策			
1	過去の RoDTEP レート/キャップの通達における誤りの修正	当該通知は、以前に通知された RoDTEP レート/キャップにおける 432 個の HS コードに関する明らかな誤りや異常に対して、RoDTEP 委員会が推奨する変更を取り入れるために発行された。 これは 2023 年 1 月 16 日から 2023 年 9 月 30 日までの輸出に適用される。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/9918ce93-d852-46af-b0b4-d01704f6216c/English%20Notification%20No%2053.PDF Notification No. 53/2015-20 FTP
2	2015～2020 年外国貿易政策の Appendix 2T に MEDEPC を追加	商工省商務局・外国貿易部（Directorate General of Foreign Trade : DGFT）は、2015～2020 年外国貿易政策(Foreign Trade Policy : FTP)の Appendix 2T に規定される特定品目に対する RCMC（Registration-Cum-Membership Certificate）を発行する機関に、モバイル電子機器輸出促進協議会（Mobile and Electronic Devices Export Promotion Council : MEDEPC）を含めた。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/e6d7d5dd-ccc0-4fec-9bdb-a53d5b7aedcc/PN%2049%20-%20MEDEPC%20-%20Eng.pdf Public Notice 49/2015-20 FTP
3	SCOMET（特定化学品、微生物、素材、設備、技術など）品目の輸出承認発行に関する HBP 項目 2.79A の修正	2015～2020 年外国貿易政策の手続きハンドブック（Handbook of Procedures : HBP）の項目 2.79A における下記修正を通知した。 <ul style="list-style-type: none"> ● 外国法人のインド子会社（申請輸出者）からその外国親法人/外国親法人の別の子法人への輸出が許可される。 ● Inter-Ministerial Working Group (IMWG) の議長は IMWG のメンバーとの協議を経ずに再注文（同じ事業者から同じ SCOMET 品目の注文を受ける場合）の承認を検討する。 	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/689c833c-0cbe-4e18-adb1-595a3fffe753/Public%20Notice%2051%20English.pdf Public Notice 51/2015-20 FTP
4	2015～2020 年外国貿易政策手続きハンドブック第 5 章の修正	商工省商務局・外国貿易部（Directorate General of Foreign Trade : DGFT）は COVID-19 の流行を考慮し、下記を通達した。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の分野において平均輸出義務の維持を免除。 ● 特定の EPCG 認可保持者に対する輸出義務期間を延長。 なお、上記は要件を満たすことを条件とする。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/55008a2d-f1d2-48f3-80d6-39ece4119f75/Public%20Notice%20No%2053%20English.pdf Public Notice 53/2015-20 FTP

5	輸出義務履行証明書(Export Obligation Discharge Certificate : EODC)のオンライン確認システムの使用に関する指示の撤回	EPCG 認可保持者等に対して、輸出義務履行証明書 (Export Obligation Discharge Certificate : EODC) の申請の進捗を確認することができるウェブサイト (http://eodc.online) の使用に関する指示を撤回することを通知した。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/f96f23bc-6046-4080-91c5-af398c1614e0/Trade%20notice%2024.pdf Trade notice 24/2022-23
6	EPCG スキームにおける超過輸入に対する手数料	本通知は、2009～2014 年外国貿易政策(Foreign Trade Policy : FTP) (2015 年 3 月 31 日まで延長) における EPCG (Export Promotion Capital Goods Scheme) 認可者が、超過輸入に対する輸入関税の節税分を相殺するために一定の要件のもと手数料を支払うことを許可した。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/e4cfdce7-8f7b-4635-909b-200722da8a4c/Public%20Notice%20No%2058%202015-20%20dated%2024th%20Feb%202023%20(English).pdf Public Notice 58/2015-20 FTP
7	Regional Authorities (RA)で保留されている MEIS/SEIS 申請書の処理	本通達は、2015～2020 年外国貿易政策手続きハンドブック (HBP) の項目 3.06 に基づき Regional Authorities (RA)に申請され、保留されている製品輸出インセンティブ制度 (Merchandise Exports From India Scheme : MEIS) /サービス輸出インセンティブ制度 (Service Exports From India Scheme : SEIS) に関する申請書の処理手順を明確化した。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/ab4859b1-ee48-4318-91e7-3e72f2e28c63/Circular%20dt%2020%2002%202023.pdf Policy Circular No. 46/2015-20
8	SION の事前承認申請について	当該通知より、貿易関係者は、スタンダード・インプット・アウトプット規則 (Standard Input Output Norms : SION) に関する事前承認申請について、商工省商務局・外国貿易部 (Directorate General of Foreign Trade : DGFT) のウェブサイトからビデオ会議システムを通じて支援・指導を受けることができる。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/d5c9ff96-01be-4892-a479-ae4238c0cf73/Trade%20Notice%20No%2026-2022-23%20dated%208-2-2023.pdf Trade Notice 26/2022-23